

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 ミシガン州
回答者氏名及び所属	吉田忍・渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じてもしも一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

ミシガン州法は、Chapter 400「社会福祉」 Section 400「DOMESTIC VIOLENCE」で、DVを以下のとおり定義し、Chapter 600「司法」 Section 600 2950 で保護命令について規定している。

DVの定義：

DVとは正当防衛でない次のような出来ごとを指す。

- (i) 家族や世帯員に身体的または精神的障がいを負わせる、あるいは負わせようとする事。
- (ii) 家族や世帯員に身体的あるいは精神的な傷害を負う危険を感じさせること。
- (iii) 家族や世帯員に力や脅しなどによって、意思に反した性行為を行うこと。
- (iv) 家族や世帯員に対し一般の人が怖がらされたり、威圧されたり、脅迫されたり、虐待されたり、辱めされたりと感じる行いをする事。

家族(family)や世帯員(household member)は以下の関係を指す：

- (i) 現在または過去の配偶者
- (ii) 現在または過去におなじ住所に住んでいたもの
- (iii) 現在または過去に恋愛関係だったもの*
- (iv) 現在または過去に性的関係を結んだもの
- (v) 血縁または過去の婚姻による親族
- (vi) 子の父母である者
- (vii) 以上(i)-(vi)の関係から生まれた子

*「恋愛相手」と認められる関係は、情愛がある親しい関係を指す。恋愛関係はビジネスや社交上の軽い関係を意味しない。

保護命令の詳細は IV 参照のこと。

法令サイト：

[www.legislature.mi.gov/\(S\(gmoz3kaceimu5quljprufhik\)\)/mileg.aspx?page=GetObject&objectname=mcl-400-1501](http://www.legislature.mi.gov/(S(gmoz3kaceimu5quljprufhik))/mileg.aspx?page=GetObject&objectname=mcl-400-1501)

[http://www.legislature.mi.gov/\(S\(4sxd5ud2qmwzs1nlukia0pn0\)\)/mileg.aspx?page=getobject&objectname=mcl-600-2950](http://www.legislature.mi.gov/(S(4sxd5ud2qmwzs1nlukia0pn0))/mileg.aspx?page=getobject&objectname=mcl-600-2950)

II. DV 被害者の一時保護

1 緊急シェルター

(1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州に DV 被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○ミシガン州において緊急シェルターは、安全を確保するために DV から逃れている人やその家族に提供される。州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は、民間の非営利団体 (NPO) が行っている。すべてのシェルターは無料。

○各施設はそれぞれの特徴や提供されるプログラムが異なるので確認が必要。ミシガン州保健福祉局 (Michigan Department of Health and Human Services (MDHHS)) が、州全体の緊急シェルターを管轄している。シェルターの形式としてはアパート、ホテル、一般的なシェルターに多いシェアハウスなどがある。

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどの緊急シェルターの滞在期間は短い。しかしシェルターにより違い、短いところで 72 時間、90 日、規定がないなど幅がある。出所後の安全が確保されていない場合は、他のシェルターや形態に移行するための支援を受けることができる。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない (例えば、持ち込める荷物もスーツケース 1 つ程度など)。18 歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○またシェルターを提供している団体は DV 被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくても DV に関する支援を受けることができる。

○シェルターの正確な位置は、被害者保護のため明かされていない。

○日本語対応可能なスタッフがいるシェルターは確認されていない。

ミシガン州 DV プログラム (各タウン別) リスト

Michigan Cities with Domestic Violence Programs

<https://www.domesticshelters.org/mi/michigan-domestic-violence-help-statistics#.Wl-ykUxFzVV>

DV リソース問い合わせ先一覧 Domestic Violence Resource Directory

<http://www.datingadvice.com/directories/domestic-violence-resources>

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 入所の要件

(4) 支援内容

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

以下の団体を含む全ての DV 被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支援を提供している。DV 被害への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価が行われることから支援が始まる。

【アドボケート・アドボカシーとは】人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」（子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV 被害者など）に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー（advocacy）、代弁・擁護者をアドボケート（advocate）と呼ぶ。アドボケートは、ソーシャルワーカー、経験者（サバイバー）、家族が経験者（サバイバー）であることが多い。

A（州南部の代表的なシェルター）

団体名：Branch County Coalition Against Domestic Violence (BCCADV)

3つのシェルター（緊急・短期・青少年用）を運営

<http://www.278safe.com>

電話：1-517-278-7233

連絡先：278safe.com/contact/

入所要件：DV 被害者と子

支援対象地域：Branch County

支援内容：被害者が人生を再建できるように直接的な支援と他団体や専門家への紹介を合わせた複合的な支援を提供。スタッフによる保育や医療サービス、居住サービス、雇用支援、ライフスキルや安全プランの支援などのその他ミーティング。食事、衣類、パーソナルケア製品、配車のクーポンなどの提供。女性支援グループによるカウンセリング。法律及び財政援助サービスなど。<http://278safe.com/resources/>

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

B（Big Rapids の代表的なシェルター）

団体名：Women's Information Service Inc. (WISE)

<https://wiseagainstviolence.org/>

24時間ホットライン：1-800-374-9473（通話無料）

電話：1-231-796-6600

入所要件：DV 被害者と子

支援対象地域：Mecosta、Osceola、Newaygo の各郡

支援内容：被害者が人生を再建できるように直接的な支援と他団体や専門家への紹介を合わせた複合的な支援を提供。緊急サービスとして、24時間緊急シェルター、24時間ホットライン、危機管理、ケースマネジメント、食品と衣類、安全プランなど。法律及び財政援助サービスには裁判にかかわる法的援助や刑事事件の弁護士照会なども行なわれている。個人や家族カウンセリング、居住サービス、子育て支援サービスなど。すべてのサービスは無料。

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

C（Lapeer の代表的なシェルター）

団体名 : Lapeer Area Citizens Against Domestic Assault (LACADA)

<http://lacada.org/>

24 時間ホットライン : 1-810-667-4175

入所要件 : DV 被害者と子

支援対象地域 : Lapeer、Tuscola、Genessee、Oakland、Macomb、St. Clair、Sanilac
の各郡

支援内容 : 被害者が人生を再建できるように直接的な支援と他団体や専門家への紹介を合わせた複合的な支援を提供。緊急サービスとして、24 時間緊急シェルター、24 時間ホットライン、危機管理、緊急配車、ケースマネージメント、安全プランなど。法律及び財政援助サービス、裁判にかかわるサポートや医療に関わるサポート。個人や家族カウンセリング、居住サービス、子育て支援サービス、サポートグループによる託児サービスなど。

通訳 : 電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

2 警察による加害者への対応 (刑事)

(1) 概要

○現場に派遣された警察官は、DV 行為が行われたと信じる相当の理由がある場合、逮捕令状なく加害者をその場で逮捕できる。被害者本人ではなく、警察官が刑事事件として立件し、州検事局が DV 加害者を起訴する。

○DV 当事者の双方が暴力を行使しているように見える場合は、加害者と被害者 (正当防衛) の見極めが難しいが、警察は、性別や身体的な見かけの大小にとらわれずに判断するように努めている。

[http://www.legislature.mi.gov/\(S\(lp2xwdhgzp0ats1l2nkhcuba\)\)/mileg.aspx?page=GetObject&objectname=mcl-776-22](http://www.legislature.mi.gov/(S(lp2xwdhgzp0ats1l2nkhcuba))/mileg.aspx?page=GetObject&objectname=mcl-776-22)

The Michigan Law Enforcement Response to Domestic Violence

(計 373 ページの警察官の DV 対応マニュアル)

www.michigan.gov/documents/mcoles/DV_Officer_Manual_2011_438249_7.pdf

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】 緊急通報用の電話番号 911 へ電話する。(携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線 (Land line) がよい。)

【緊急でない時】 各地域を管轄する地元警察 (Police Department や Sheriff's Office) に電話をする。地元警察の DV 担当室あるいは州保健福祉局 (MDHHS) の家庭支援室に電話で相談をする。警察署を直接訪れてもよい。

地域の警察署連絡先一覧

<https://www.michigan.gov/msp/0,4643,7-123-59471---,00.html>

MDHHS 家庭支援室

24 時間ホットライン: 1-855-444-3911

http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-73971_7119---,00.html

(3) DVの通報があった場合の警察の対応

警察官が訪問、現状把握、911 通報をした人の特定、加害者・被害者の特定、安全の見極め、銃器の確認、被害者あるいは目撃者としての子の存在の特定、医療サポートの必要性、保護命令や他州での保護命令 (Foreign Protection Order) の存在、過去の DV 歴調査、目撃者からの聞き取り、現場検証、必要なことの手配 (逮捕、必要に応じシェルターなど被害者の避難場所手配、保護命令の発行手続きなど)。

http://www.michigan.gov/documents/mcoles/DV_Officer_Manual_2011_438249_7.pdf

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

保護命令を守らない加害者は逮捕され、93 日以下の懲役あるいは 500 ドル以下の罰金、あるいはその両方が課せられる可能性がある。また生じた建築物の破損やケガの医療費を払わなければならない。

<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/personal-safety/what-happens-if-you-violate-personal-protection-order>

(5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)

ミシガン州の以下の都市では、Language Line という通訳業者を通じて、日本語通訳を介しての通話ができる。(通報者、通訳業者、コールセンターでの 3 者通話) (2016 年現在)

Arbor, Battle Creek, Bloomfield Hills, Bloomfield, Brighton, Commerce Township, Detroit, East Lansing, Grand Rapids, Howell, Kalamazoo, Lansing, Livonia, Midland, Novi, Okemos, Plymouth, Rochester Hills, Royal Oak, South Lyon, Sterling Heights, Troy, Walled Lake, West, Wixom, Ypsilanti

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者 (英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者、Limited English Proficient(LEP)) に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法 (電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官/裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用) などに差がある。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

○DV 加害者が、相手からも暴力を受けたと訴える場合があるが、州法では両当事者の逮捕 (Dual Arrest) を可能な限り防ぐよう規定している。両者が互いに暴力を受けたと訴えた場合、現場の警官は各々の訴えを個別に取り調べ (その行為が自己防衛にあたるか暴行行為にあたるかなど捜査し)、どちらが主たる加害者 (primary aggressor) にあたるか判断する。

【警察による誤認逮捕への対応】

(警察官が来た現場で) : 自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する (これは権利であるので、強く主張する)。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

<p>(事後：誤認逮捕された場合)</p> <p>○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない(取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない)。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、(心当たりがあれば) 弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる(領事面会：Interview or communication with a consular officer)。</p> <p>○取り調べ後、保釈金 (bail) を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯の DV で 3,500 ドル程度。</p> <p>○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に(管轄の裁判所が抱える逮捕者数による)、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会(罪状認否)がある。</p> <p>○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる(収入に応じた料金(スライディングスケール)での支払いとなる)。</p> <p>○リクエストがあれば、日本語通訳は裁判所が無料で準備する。</p>
<p>3 警察によるDV被害者の支援</p>
<p>(1) 概要 被害者、目撃者や子・家族または世帯員の安全を確保する。</p> <p>(2) 警察によるDV被害者支援の内容 ○(現場において) 被害者と加害者の隔離。被害者、目撃者、子やその他家族、世帯員の安全確保。DV 被害者の不安が取れるまでその場に滞在。現場の記録、目撃者への聞き取り。必要に応じての法的な手続き(保護命令)、医療の手配。 ○(上記の現場対応に加えて) 地域団体との協力による被害者と目撃者の支援。DV の予防。各種警察レポートを作成。</p> <p>(3) 告訴、被害届等の書類の入手方法 ○被害者のケースについて警察が作成済のレポートについては、地元警察の DV 担当室に電話で問い合わせる。 ○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察に DV を犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するか判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことでの理解が必要。また、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。</p> <p>(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮(通訳支援等を含む) 警察官が来た現場で、自分には通訳が必要なことを警察官に説明する(これは権利であるので、強く主張する)。また DV アドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。 ※2 (5)、(6) 参照のこと。</p> <p>(5) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報</p>
<p>4 その他の一時保護に関する制度</p>

III. DV被害者の自立支援

1 医療保険

(1) 概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

- 民間医療保険 (Affordable Health Care 通称オバマケア)
- 低所得者用医療保険
 - 1) 低所得者用医療保険 Michigan Medicaid
 - 2) 民間低所得者用医療保険 Healthy Michigan Plan (Medicaid Expansion)
 - 3) MICHILD (CHIP) : Medicaid の受給資格のない家庭に対して提供される、19 才未満の子を対象とした医療保険
- 高齢者用医療保険 (Medicare 全国共通)

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

- 民間医療保険 (オバマケア) : (保険加入は有料)
 - Health Care Government
 - <https://www.healthcare.gov/>
 - 24 時間ホットライン : 1-800-318-2596 (通話無料)
 - あるいは地元の認定・医療保険アドバイザー : <https://localhelp.healthcare.gov/#/>
- 低所得者用医療保険 Michigan Medicaid : (保険加入は無料)
 - 州政府保健福祉局 (Department of Health and Human Services (MDHHS))
 - http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-71547_4860---,00.html
 - ローカルオフィスに連絡。オフィスの連絡先一覧 : http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-73970_5461---,00.html
- 民間低所得者用医療保険 Healthy Michigan Plan : (収入に応じた段階的な料金 (スライディングスケール) を支払う)
 - <http://www.michigan.gov/healthmyiplan>
 - 電話 : 1-855-789-5610
 - MDHHS ローカルオフィスを訪問
- MICHILD :
 - http://www.michigan.gov/documents/mdch/MICChild_Online_1_193650_7.pdf
 - 電話 : 1-888-988-6300 (無料)
- 高齢者用医療保険 (Medicare) : (保険加入時に社会保障税支払歴の確認がある)
 - ソーシャルセキュリティ事務所
 - <https://www.medicare.gov>

(3) 利用の要件

- 民間医療保険 (オバマケア) : ミシガン州に在住 (通常は規定の期間以外は申し込みができないが、DV 被害者は随時申し込み可能)
- 低所得者用医療保険 (Michigan Medicaid) : 19 才から 64 才の連邦貧困レベル (FPL) 133% 以内
- MICHILD (CHIP) : Medicaid の受給資格のない、連邦貧困レベル (FPL) 212%以内の家庭の、19 才未満の子

○高齢者用医療保険 (Medicare) : 65 才以上、永住権取得から 5 年以上、勤務時の社会保障税 40 クレジット (約 10 年間分) 支払いの全てを満たす必要がある。ただし、40 クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に支払うことで入手できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level(FPL) の基準 : Poverty Guideline (2018 年)】基準に定められた収入について、例えば基準額の 200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から 5 年未満の場合は】

- 1) 配偶者の医療保険に加入 (必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う)
- 2) 民間医療保険を購入
- 3) 生活保護 (III-2. を参照) 申請時に永住権取得から 5 年の条件を免除された場合、低所得者用医療保険 (Medicaid) に加入できる。

(4) DV被害者が外国人の場合の配慮

- 基本的に米国籍の者向けとされるサービスも、合法の移民であればサービスを受けられる可能性がある。子のみが米国籍の場合、子の代理としてサービスに申し込むことができる。
- 生活保護の「永住権取得から 5 年以上」という要件が免除された場合、低所得者用医療保険 (Medicaid) に加入できる。
- 民間医療保険は、電話を通して遠隔地の通訳者による日英通訳をリクエストできる。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

Medicaid には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaid は長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaid は命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaid は、収入が規定以下である場合、米国滞在資格 (ビザなどの種類) やその有無に関わらず適用可能とされるが、実際はケースバイケースで判断される。病院は基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる (州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある)。このような場合は、Medicaid 事務所あるいは病院社会福祉部門に相談する。

2 生活保護

(1) 概要

すべての生活保護は米国連邦政府の公的補助制度であるが、その中のプログラムによっては、州が運営するものがある。

○Cash Assistance : 妊娠中か 18 才以下の子がいる低所得者の家族およびその子に対して、一生に 60 か月間を上限と定められた現金支給および職業訓練、就職斡旋などの支援を提供する。米国連邦政府で TANF (Temporary Assistance for Needy Families) と呼ばれるこのプログラムは、州に運営が任されている。

○Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) : 食品援助プログラムで、州ではなく、米国連邦政府が運営している。職業訓練も行っている。

○Low Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP) : 低所得家庭に対し、冬季暖房費の支援を行う。州に運営が任されている。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

いずれも、州保健福祉局 (Michigan Department of Health and Human Services (MDHHS)) が担当。

<http://www.michigan.gov/mdhhs/>

申込方法：自分の住所を担当する MDHHS 事務所を確認し、事務所を訪問して申し込む必要がある。家族すべての ID (ソーシャルセキュリティ番号、運転免許証など)、また DV の被害届、接近禁止令の写しなどあれば持って行く。

事務所一覧：http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-73970_5461---,00.html

(3) 受給の要件

○全てについて、米国籍者か米国永住権を保持して 5 年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし、DV 被害者に対する Cash Assistance については、担当者の判断により国籍や居住の要件が免除される場合もある。

○SNAP は、子が米国籍の場合は、DV 被害者の親が在米 5 年未満でも子の分はもらうことができる。

○Cash Assistance を受けるためには、就労研修を受け、就労のための活動を行う必要がある。継続して支援を受けるために定期的にコーディネーターと会う必要がある。

(4) 支援の内容

○Cash Assistance : 規定額が銀行に入金される。現金支給のほか、就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられる可能性がある。受給開始後 24 か月で再度審査があり、その後の支援の方向性が再検討される。

○SNAP : EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に 2 回入金され、EBT カード利用可能な店舗で食料品を買うことができる。また少額の現金が生活必需品購入に使える。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○LIHEAP : 暖房費の支援。秋に受付が始まり、財源がなくなったらその年のプログラムは終了する。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

Cash Assistance : 英語が不得意な場合は就労支援の前に、語学学習支援を受けることができる。

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク (食品を無料提供する活動) や教会などで、野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は、各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Center などで無料のランチを配食するところがある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

A) WIC (Women, Infant, Children) : 受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

B) Head Start プログラム (0-5歳) : 低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。

C) 学校給食プログラム : 低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

D) ミルク支援プログラム : 学校や託児所など子のケアに貢献する団体が牛乳の無料提供をする。

E) 夏季食糧支援サービス : 学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に Summer Food Service Program (SFSP) が指定する場所 (サイトやキャンプなど) で昼食を無料提供する。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

A) WIC : 州政府保健福祉局 (Michigan Department of Health and Human Services (MDHHS)) - WIC Nutrition Program

http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-71547_4910--,00.html

申込方法 : 自分の住所を担当する WIC 事務所を訪問し、申し込む必要がある。

事務所一覧 : http://www.michigan.gov/documents/mdch/WIC_Agency_List_382084_7.pdf

B) Head Start プログラム : ミシガン州ヘッドスタートアソシエーション

<http://michheadstart.org/>

申込方法 : 子の住所を担当する Head Start 事務所かプログラムを提供するプリスクールで申し込む。

C) 学校給食プログラム : 州政府 Department of Education

http://www.michigan.gov/mde/0,4615,7-140-66254_50144-194515--,00.html

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

D、E) ミルク支援プログラム、夏季食糧支援プログラム : 州政府 Department of Education

http://www.michigan.gov/mde/0,4615,7-140-66254_34491--,00.html

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

(3) 支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること (それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること)。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪問し、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用 (スライディングスケール) を支払う。また、

ウェイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる。

(4) 支援の内容 (概要の補足)

WIC：乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカード (Electric Benefit Transfer (EBT カード)を使用する。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格 (ビザなどの種類)を問われない。

(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が、母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

(1) 概要

A ミシガン州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。

- 緊急時の短期のホームレスシェルター・DV 被害者シェルター
- 緊急時のシェルターと低所得者住宅に入るまでの間を繋ぐ、Transitional House
- 低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー

B また、ミシガン州は、住む場所自体は確保できている低所得者のために、光熱費・燃料費削減を目的とした家の断熱工事支援プログラムを提供している。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

A (住む場所の確保) 連邦政府 Michigan Housing and Urban Development (HUD)

<https://www.hud.gov/states/michigan>

<https://www.homelessshelterdirectory.org/michigan.html>

管轄オフィスに連絡をする。

B. 連邦政府 The office of Energy Efficiency and Renewable Energy

<https://energy.gov/eere/wipo/downloads/weatherization-and-intergovernmental-programs-office-project-map-michigan>

(3) 支援の要件

家族構成人数に対する所得額が基準以下であること

(4) 支援の内容

- A) 家賃の一部補助
- B) 断熱工事支援プログラム

(5) DV被害者が外国人の場合

特になし

(6) その他、住宅支援に関する有益な情報

○その他住宅支援サービスリソース

<https://www.hudexchange.info/onecpd/assets/File/MI-H2-Current-Housing-Assistance-Resources.pdf>

○Community Rebuilders

住宅支援ユニット、レンタル援助サービス、メンタルヘルスなどの医療機関とのパートナーシップと連携サービス等を行っている。

<https://communityrebuilders.org/>

電話：1-616-458-5102

○Greater Lansing Housing Coalition (GLHC)

Lansing 市、Ingham 郡を中心とするプログラム：高齢者、低所得者等支援。

<https://www.glhc.org/>

電話：1-517-372-5980

○Housing Access for Washtenaw County (HAWC)

Washtenaw 郡（カウnty）の団体

<http://www.housingaccess.net/>

電話：1-734-995-5444 Safe House Center (Domestic Violence)

○州法 (LANDLORD AND TENANT RELATIONSHIPS (EXCERPT)

Act 348 of 1972) Section 554.601b に基づき、2010 年 10 月以降に住居契約した DV 被害者は、違約金なしで住宅リースを途中終了することが可能。詳細は以下のサイトを参照のこと。

<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/housing/breaking-lease-domestic-violence-situations>

5 求職に関する支援・職業訓練

(1) 概要

(米国連邦政府及び州の無料の支援)

A. Cash Assistance と SNAP は、就労支援のための制度と一体となっているので、低所得の DV 被害者は、現金支給と食品援助が認められると同時に、オリエンテーション、履歴書作成、就職斡旋などの就労支援を受ける。

B. 就職支援

C. 障がいや精神的な問題が軽度でもある場合は MI Rehabilitation Services の就労支援を得ることができる

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

A. 州保健福祉局 (Michigan Department of Health and Human Services (MDHHS))

<http://www.michigan.gov/mdhhs/>

B. Michigan Talent Investment Agency (TIA) in the Department of Talent and Economic Development

Pure Michigan Talent Connect

<https://www.mitalent.org/>

電話：1-888-522-0103（東部時間 午前8時～午後5時）

連絡先：<https://jobs.mitalent.org/contact-us>

失業者の財政自立支援：The Talent Investment Agency -Workforce Development (TIA-WD)

<http://www.michigan.gov/wda>

電話：1-517-335-5858

C. Michigan Rehabilitation Services (MRS)

http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-73971_25392--,00.html

(3) 支援の要件

A. Cash Assistance、SNAP 関連：MDHHS に登録されていること。

B. 職探し、民間団体関係：健康、滞在資格（ビザ）などの点で米国で働ける状態であること。

C. 障がいなどの場合：障がいや精神的な問題があること（軽度の場合を含む）。

(4) 支援の内容

教育、トレーニング、雇用支援など、就業に必要なプログラムを提供している。

(5) DV被害者が外国人の場合

語学の習得が必要な場合は、英語教育（ESL）の支援などを提供

(6) その他、求職支援に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

6 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV被害者のための特別なビザ等を含む）

○連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、DV 加害者（米国国籍者／永住権保持者）の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス（永住権、ビザ）申請を行うことができる。

○米国国籍者／永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人（米国籍でない者）やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国国籍者／永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザでは、審査中からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) から暫定的に「Qualified Immigrant」とされ、公的扶助を正式に受けることができる。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qual>

lifying%20Criminal%20Activities

○U-Visa ステータスで3年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-non-immigrant>

(2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出する。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

電話：1-800-799-7233 (通話無料)

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

○ミシガン州では、低所得の DV 被害者の場合は III-2 で紹介した州政府保健福祉局 (Michigan Department of Health and Human Services (MDHHS)) を最初の窓口として必要な支援を受け、各福祉サービスに紹介されることで自立を目指すが良い。

○低所得でない場合は、II-1 や以下で紹介するような DV 被害者支援団体に相談し支援を得る。

○低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 利用の要件

(4) 支援の内容

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)

A Safe House Center

<https://www.safehousecenter.org/>

24 時間ホットライン：1-734-995-5444

「Dial 211」：211 に電話することで、Washtenaw 郡で利用できるサービスの案内が 24 時間提供される (日本語可)。

利用要件：Washtenaw 郡に居住

支援内容：DV 緊急対応チーム (24 時間・無料)、緊急シェルター (最長 35 日間・例外あり。部屋の共有なし。セーフハウスセンターでは 3 食の他に日常必需品を揃えている)、サポートグループ、カウンセリング、法的アドボカシーなど。

B First Step

www.firststep-mi.org

24 時間ホットライン：1-734-722-6800 または 1-888-453-5900 (無料)

利用要件：Wayne 郡での支援

支援内容：DV および性的虐待のための緊急対応、安全計画、住宅、法整備支援、カウ

ンセリング、緊急シェルター、交通手段、医療に関わる情報や紹介の提供

C Turning Point Inc.

<https://turningpointmacomb.org/resources/survivor-resources/>

24 時間ホットライン：1-586-463-6990

支援内容：DV および性的虐待のための緊急対応、24 時間緊急シェルター（Macomb カウンティ）、子とティーンエイジャー向けサービス、親と子のためのサービス、カウンセリング、アドボカシー、性暴力の被害者（大人と子）のための 24 時間法医学検査、保護命令申し立ての援助、リーガルアドボカシーなど。

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

○DV 被害者をサポートする機関（各カウンティ（郡）別リスト）

http://www.michigan.gov/som/0,1607,7-192-29941_30586_240-2884--,00.html

○ミシガン州で受けられる福祉プログラム

以下の項目から情報を検索できる。

教育、就業及び税金、ファミリーサポート、食に関するサポート、居住のアシスタントなど。

http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-71547_7774-213851--,00.html

8 その他の自立支援制度

IV. DV 関連の司法手続

1 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

* DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○ミシガン州において DV を受けた場合、被害者は民事上の手続きで、保護命令により加害者の DV をやめさせることができる。ミシガン州では、保護命令は **Protective Order** と呼ばれる。

○保護命令は、暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。

○暫定的保護命令は、加害者不在のまま被害者からだけの聞き取り（**Hearing**。証拠の提出が含まれることがある）で裁判所が判断を行う。暫定的保護命令発行の場合、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取られる。

○恒久的保護命令の判断では、裁判所は被害者だけでなく、加害者からも聞き取りを行い、最終的な恒久的保護命令の可否が決定される。

○保護命令の申立は無料（ただし、ミシガン州では暫定的保護命令を加害者に送付する費用を被害者が負担する必要がある）。

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

【暫定的保護命令は、その手続きから Ex Parte Order（一方（被害者）からだけの聞き取りによる命令を意味する）、緊急性・一時性から Emergency/Temporary Order、または規定する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「Emergency Ex Parte Order」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

（２）裁判所の判断が出されるまでの期間

- 暫定的保護命令（Temporary Ex Parte Order）は、被害者に差し迫った危険があると認められる場合、加害者に知らせずに迅速に保護命令の判断がされる。
- 裁判所で被害者が書類作成してから、暫定的保護命令について裁判官の判断が出されるまで、通常 3-4 時間かかるとされている。
- 加害者は、暫定的保護命令申し立てを受けて 14 日以内（何か特別な理由がない限り）に、保護命令を変更するか、取り消しを申し立てる権利がある。加害者が裁判所での審理を望めば、14 日以内に聞き取りが行われる（加害者が銃器を保持していた場合は、5 日以内）。
- 被害者が聞き取りに出席しなければ、暫定的保護命令は終了する。もし加害者が審理を依頼しながら現れなければ、再度裁判官は加害者なしで聞き取りを行う。
- 双方からの聞き取り審理の後、恒久的保護命令の可否がその場で決定する。

（３）裁判所の判断が効力を有する期間

- 暫定的保護命令は、次の審理まで有効（ただし、最長で 182 日）。
- 恒久的保護命令は原則として 6 か月から一生の間まで、状況によって裁判官が決定する。
<http://www.domesticviolencecoalition.org/personal-protection-orders.html>
- 保護命令が有効な間、加害者は銃器を購入できない。

（４）具体的な申立方法

- ミシガン州では、巡回裁判所（Circuit court）の部門（PPO office または Domestic court services office などの名称）が、保護命令（Personal Protection Order (PPO)）の申し立てを受けている。
- DV 被害者は、家族関係の保護命令（Domestic Relationship PPO）を申し立てる。また 18 歳以下（被害者の子など）については、別途未成年者に対する保護命令（PPO against a Minor in Domestic Relations）を申し立てる。
[Domestic Relationship PPO]<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/personal-safety/domestic-relationship-personal-protection-orders>
[PPO against a Minor in Domestic Relations]https://www.oakgov.com/courts/circuit/Pages/program_service/ppo-forms-minor-domest.aspx
- DV 被害者を支援する専門家である DV アドボケートが書類への記入の支援、Clerk（書記官）が説明をしてくれる場合もある。
http://www.mhla.org/Docs/restraining_order.pdf
- 申請には以下の情報が必要：両者の名前と住所、関係、被害の内容。該当すれば、離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護命令のコピーなど。
- 審理の際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話（スマホ

含む) を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。

○DV の危害を恐れて、保護命令申立書で住所を公開したくない場合は、その旨を Clerk に伝え、必要な書類に記入する。

○他州と違い、ミシガン州では暫定的保護命令の発行と恒久的保護命令に関する裁判所での聞き取りについての加害者への通知は、被害者側が行う必要がある（本人は不可。本人の代理、警察などへの委託（有料）、または書留・受取人指定・受取証明付郵便で行う）。加害者側の受け取りの証明を裁判所に提出する必要がある。

<https://www.womenslaw.org/laws/mi/restraining-orders/domestic-relationship-personal-protection-orders/steps-getting-ppo/step-5>

○恒久的保護命令の審理では、被害者と加害者は法廷内では違う列に座り、警備員なども常時いるので、安全の心配はしなくてもよい。

(5) 弁護士の選任の要否

保護命令の申し立ては自分で行うことができる。一般の弁護士、プロボノ（ボランティア）の弁護士、地方や郡の弁護士（DV アドボケートなど）の助けを借りて行うこともできる。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。

○恒久的保護命令の聞き取り審理についての通訳は裁判所にリクエストを出し、見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官／裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用）などに差がある。

○不法滞在者であっても、保護命令の申請は可能。

<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/farmworkers/domestic-violence-and-immigrants#how-does-domestic-violence-affect-immigrants>

(7) その他DV被害者に有益な情報

○保護命令審理での被害者申立内容は、離婚裁判における監護権の判断で重要なポイントとなりうるので、慎重に対応する必要がある。

○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

○恒久的保護命令の発行後、保護命令の執行のために加害者のいる住居に戻ったり、住居から加害者を退去させるなどで法執行機関（警察等）の付き添いや支援が必要な場合は、裁判所で要請できる。

○重要な法律情報：DV 被害者が知っておくべき法律上での権利について

http://www.michigan.gov/documents/mdhhs/SA_Victims_Rights_Handbook_550591_7.pdf

○VINE LINK

加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで 24 時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Order に登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話か電子メールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/finitSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

2 1 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

* 上記 1 への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV 被害者から加害者自身も DV を受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○加害者が、被害者より先に裁判所に保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令 (Mutual Protection Order) がくだされる。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張する DV を証拠提出 (目撃者・アリバイなど) により誤りの申し出であることを主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すを試みる。

○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実 (精神疾患) に関する証拠・目撃者を提出する。

○裁判官の判断に不服の場合、保護命令を上告し、同時に緊急に出国禁止命令や監護権・面会交流権のアレンジの変更を申し立てる。

○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利になる可能性がある。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

(3) DV 被害者が取り得る対抗策

○恒久的保護命令の聞き取りにできる限りの証拠を提出し、恒久的保護命令を得るようにする。

○裁判官の判決に不服の場合は上告ができる。

○DV アドボケートに他に取り得る手段について相談する。

(4) 外国人である DV 被害者に有益な情報

裁判所に通訳の希望を申し立てる。裁判所が手配し、見つければ裁判所が費用を出す。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※ 1 (6) 参照

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントン DC にある団体 DV LEAP は、ミシガン州を含む米国内のすべての州での保護命令に対する上告を支援している。

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

- 保護命令の申し立てにおいて生活費の請求が可能。
 - 巡回裁判所で、保護命令とは別途の新たなケースとして緊急の申し立てをし、生活費を要求することもできる。
 - 加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は I-864 (Affidavit of Support) という書式で、配偶者に他の収入がない場合 FPL (III. 1 (3) 参照) の 125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864 の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続きの際に裁判所に申し立てをすること。
- ※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

- 保護命令の申し立て、生活費の緊急の申し立て：暫定的保護命令や生活費の緊急の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。
- I-864：離婚裁判と同時に話し合われるので時間がかかる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

- 保護命令の申し立てで請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。
- 生活費の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまで有効。
- I-864 (Affidavit of Support) の申し立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分の取得、米国を離れた時、あるいは配偶者 (加害者) 死亡のいずれかが起こるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

- 保護命令の申し立ての際：保護命令の申立書の中に記載する。
- 生活費の新たな緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所に所属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て (Motion) を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。
- I-864 (Affidavit of Support) の強制：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

(5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいいため、できれば弁護士の支援がある方が良い。裁判所に DV 相談室があり、所属弁護士が新しいケースを取ることが可能であれば、手続きを無料でしてくれる。(自分で申し立てることはできる。)

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

裁判所に通訳の希望を申し立てる。裁判所が手配し、見つければ裁判所が費用を出す。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）

○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS（米国連邦政府移民帰化局）に提出し、I-864 の強制を依頼する。

○シェルターやDV 被害者支援機関のDV アドボケートに相談するとよい。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○ミシガン州での離婚申請には居住条件が満たされていることが必要で、管轄の巡回裁判所で行う。居住条件は、子がいなければ2か月、子がいれば6か月である。少なくともそのカウンティに住んで10日経っている必要があるが、双方がアメリカ国籍で、急を要する場合は10日待たなくてもよい。

○ミシガン州は、双方の同意がなくても、一方の配偶者により離婚申し立てが可能。ミシガン州での離婚の同意は「婚姻関係が壊れ、婚姻の目的がなくなり結婚が続く可能性がなくなった」というものである。裁判所の裁判官は、離婚原因を特定することなく双方の関係を終了させることができる。

<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/family/i-need-divorce-and-i-do-not-have-minor-children>

○上記の条件が満たされていれば、離婚申請のための嘆願書（Petition）を申請する。相手側の同意が得られない場合、その離婚は Contested Divorce と呼ばれ、双方が裁判官の前で申し立て内容を争う。

○両者間に特に争点がなく離婚書類に署名がなされた離婚は Uncontested Divorce とされる。相手側に離婚書類を届けた後、一定期間内に相手側が離婚書類に署名をしない場合、あるいは異議申し立て書類を裁判所に提出しない場合も、Uncontested Divorce として裁判所で手続きを進めることが可能。

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は、多くの場合は離婚手続きの親権（監護権）の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてはほとんど影響がない。

○離婚を申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子を連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

○The Best Interest of the child (ren) ポリシーにのっとり、子にとり最善の利益を考えて判断が下される。双方、または片方の親から「共同育児」（co-parenting：離婚した両親が完全に対等の立場で子の育児を行うこと）の申し立てがある場合、その育児計画を提出することで通常、共同育児となるが、その条件が満たされない場合、裁判所が監護権を判断することになる。

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家（Guardian ad Litem (Gals)（訴訟代理人：意思、能力が十分でない未成年者や心身に障がいがある人の立場になって希望を述べていく人）や Custody Evaluator）への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者（Mediator）による調停で監護権の決定をする場合もある。

○面会交流時に子の安全が確保されない場合、虐待する親の権利は制限される。子に対する極端で慢性的な虐待、性的虐待、配偶者や子に深刻な身体的危害を加えた暴行、子のもう一方の親の殺害や殺害未遂のケースでは、親の権利は永久に失われる。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

ミシガン州では、親権法の中で子の環境にとって最も考慮される項目を規定している。DV は、

子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。ただ被害者側に精神的なダメージや精神疾患があることも子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査の上で決定される。
(州親権法 722.23)

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の9点。

1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不履行 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DVでの有罪歴 9. 他州への転居の予定

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

州法の規定にのっとり、同居していない親に課される。

<https://micase.state.mi.us/portalapp/public/login.html?execution=e1s1>

養育費の不払いへの対応について、ミシガン州は州保健福祉局 (MDHHS) が窓口となる。

http://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-73971_5528_61204_29251---,00.html

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

○DVの被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は認められる。面会交流の実施は、一般の離婚と同じく、双方の親の間での調整となる。

○ただし、身体的・精神的・性的なDVがあり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会24時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い (子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの)などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。(無料)

※1 (6) 参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権 (custody)、面会交流権 (visitation) 等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決 (divorce decree) に書かれる。Divorce Decreeが出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合などは、変更したい内容、その理由を裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○離婚後、子連れて、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子と旅行することについての内容 (時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など) を明記するのが良い。

○Michigan Coalition to End Domestic and Sexual Violenceでは、離婚の手続きに必要な情報や実際の手続きを助けるサポートを行っている。

<http://www.mcedsv.org/>

地域ごとの連絡先一覧:

<http://www.mcedsv.org/help/find-help-in-michigan/directory/search.html>

DV と離婚について（子のいる場合、いない場合の説明あり）
<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/family>

5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

（1）概要（調査対象地域を明記）

○ミシガン州は、両親の話し合いで監護権を決定することを勧めているが、折り合わない場合は、裁判官が子の状況や、それぞれの親が子に提供できる環境を考慮して、またミシガン州親権法により決定をする。

○ミシガン州では **The friend of the court** が双方の主張を聞き取り、裁判官に対して助言（**recommendation**）をする場合がある。また、**referee** と呼ばれる法律専門家が同様に双方の主張を聞き取り、裁判官に対して助言をする場合がある。

ミシガン州における親権ガイドライン

<http://courts.mi.gov/Administration/SCAO/Resources/Documents/Publications/Manuals/focb/custodyguideline.pdf>

【**Friend of the Court** とは】ミシガン州巡回裁判所の部門の一つで、監護権や面会交流権に関して調査やその実施について担当。

（3）弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい。しかし弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能で、手続きはわかりやすくなっている。

Michigan Rules of Court

<http://courts.mi.gov/courts/michigansupremecourt/rules/pages/current-court-rules.aspx>

（4）監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的に重要な場合は、変更が認められる可能性がある。

○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為（**Parental Alienation**）と判断され、監護権の決定に影響することがある。

（5）外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。（無料）

※1（6）参照

（6）その他、監護権の変更に関する有益な情報

○Michigan Parenting Time Guideline

http://courts.mi.gov/Administration/SCAO/Resources/Documents/Publications/Manuals/focb/pt_gdlns.pdf

○Michigan Rules of Court

<http://courts.mi.gov/courts/michigansupremecourt/rules/pages/current-court-rules.aspx>

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○ミシガン州では、判決後、片親の住む場所から 100 マイル以上離れて、子の住居を移動させる場合、両親は書面で同意の署名をする必要がある。

○一方の親の同意がない場合、裁判所が子にとって最善の利益を判断するため、転居が必要な理由の証拠が必要となる。裁判官は、**The friend of the court** に調査を求め意見を受ける。また双方の親からの聞き取りも行う。

なお、家庭内暴力などがあった場合は例外として扱われることがある。

○相手の同意がある場合でも、裁判官あるいは **The friend of the court** が、子の転居により変更になる面会交流の態様を改めて規定する場合がある。

○ミシガン州外への転居：裁判官の承認なしに、子の住所または居住地をミシガン州から移転することはできない。

[www.legislature.mi.gov/\(S\(3ozipa02ha33wuwjhz2sqt00\)\)/mileg.aspx?page=getobject&objectname=mcl-722-31](http://www.legislature.mi.gov/(S(3ozipa02ha33wuwjhz2sqt00))/mileg.aspx?page=getobject&objectname=mcl-722-31)

Michigan legal help:

<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/family/moving-children-after-separation-or-divorce#>

(2) 具体的な申立方法

○もう一方の親から同意が得られた場合は、文書 (同意書) にし、公証人の公証サインを得て、裁判所に提出する。

○もう一方の親から同意を得られない場合は、裁判官の同意が必要。

(3) 弁護士の選任の要否

移動許可が必要な人は、状況が複雑な場合は弁護士に相談することが解決の方法の一つ。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

○裁判所は子にとっての最善の利益を考える。子と転居する親の生活状況が改善されるか、親権の他の部分で裁判所が下した判断を守ることができるか、などが考慮される。一方で、反対する親が、養育費の支払いの上で有利な立場になるために反対していないかに注意を払う。

○DV の場合、子がそれを目撃しているか、子も巻き込まれていないかを見極めて判決が出される。親と子にとっての安全な場所を求めている場合は考慮に入れる。

<https://www.divorcenet.com/resources/child-custody-and-relocation-laws-in-michigan.html>

○転居により子の生活の質が上がると申し立てて実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みや、転居により子の祖父母や家族とのつながりが深くなるということで許可が出ることもある。

○別々の州、国に分かれて暮らす場合には、長い休みの時に面会交流するなど、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い (内容 (時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など) を合意し、文書に明記すること)。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。

※1 (6) 参照

(6) その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合は、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○ミシガン州は、両親の話し合いで面会交流を決定することを勧めているが、折り合わない場合は裁判官が子の状況や、それぞれの親が子に提供できる環境を考慮して面会交流権を決定する。

(州親権法 722.27)

(2) 具体的な申立方法

○離婚同意書での面会交流の決定が日時などを細かく規定しているものでなければ、面会交流の態様の変更について双方の同意があれば、裁判所に報告をする必要はない。

○同意書が細かい面会交流の日時を規定している場合は、双方が同意していても裁判所に報告する必要がある。その場合は Do-It-Yourself Motion to Change Parenting Time 方式を使う。この場合は裁判官による聞き取りはない。

<https://lawhelpinteractive.org/Interview/GenerateInterview/5502/engine>

○双方が面会交流に同意していない場合は、裁判所に申し立てが必要。裁判官による聞き取りが行われるが、その前に The friend of the court による調査、裁判官への助言が行われる場合がある。

<https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/family/changing-parenting-time>

(3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で重要な場合は、変更が求められる可能性がある。

○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親への DV が認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と面会をする子が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

面会交流の変更により養育費も変更するので注意が必要。

8 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

早期に DV 専門の弁護士を探すのは極めて重要。
巡回裁判所に付属している DV 相談室（各裁判所に問い合わせる）に照会する、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

ミシガン州の各タウンで DV のケースを扱っている弁護士一覧表
<http://lawyers.findlaw.com/lawyer/practicestate/domestic-violence/Michigan>
<https://www.justia.com/lawyers/domestic-violence/michigan>

（２）外国語対応が可能な弁護士の探し方

管轄の総領事館に尋ねる、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、オンラインで探す、友人に紹介してもらう。

（３）弁護士への依頼方法

- 案件や質問は予めまとめておく。
- 電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反（conflict of interest）がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。
- 以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。
 - ・専門や経験
 - ・時給や着手金
 - ・パラリーガルや秘書などとの分業
 - ・過去の判例などに関する知識
 - ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど
- 弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。
- 自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談（無料の場合もあれば有料の場合もある）で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。
- 一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

（４）弁護士費用の相場

- DV 被害者支援団体や相談室の弁護士は無料。
- リーガルエイドやプロボノ（ボランティア）の弁護士は依頼者の収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を請求するところが多い。
- 一般の弁護士の料金については、担当者の時間チャージとかかる時間（見積もり）を確認すること。時間チャージは経験と事務所の経営規模により異なり（一時間 100～400 ドル）、最初に着手金（リテイナー、2,500～5,000 ドル）を要求されることが多い。
- 成功報酬は離婚や刑事訴訟では適用されない。
- 離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”が適用される。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険である。

<p>(5) リーガルエイド (安価あるいは無料で司法サービスを提供) https://www.justia.com/lawyers/family-law/michigan/legal-aid-and-pro-bono-services</p> <p>(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報 ○移民のためのリーガルサービス https://www.immigrationlawhelp.org/</p> <p>National Immigration Legal Services Directory https://www.immigrationadvocates.org/nonprofit/legaldirectory/search?state=MI Detroit, Michigan Immigration Legal Aid & Pro Bono Services https://www.justia.com/lawyers/immigration-naturalization/michigan/detroit/legal-aid-and-pro-bono-services</p> <p>Immigration Raids https://michiganlegalhelp.org/self-help-tools/farmworkers/immigration-raids</p> <p>(7) その他, 弁護士への依頼に関する有益な情報 ○アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html</p> <p>○弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org https://www.womenslaw.org/ > Places that Help > Select State > Finding a Lawyer</p> <p>○リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話がつかない場合は、DV 被害者支援団体から探す方が良い。</p>
<p>9 その他のDVに関する司法手続</p>
<p>弁護士と契約せずに、自分で自分を弁護することを申し立てるケースが増え (Pro-Per Motion)、ミシガン州裁判所はそうしたケースを支援している。裁判の申し立て費用が払えない場合、免除を申請することもできる。 https://www.accesskent.com/Courts/FOC/pdfs/Representing_Yourself_Domestic.PDF</p>

<p>V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について</p>
<p>* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定</p>
<p>1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法</p>
<p>* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等</p>
<p>【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】</p> <p>○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。 ○刑事手続がされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所で</p>

<p>ファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。</p>	
<p>2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法</p>	<p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法 (Private International Law) のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。</p>	
<p>3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法</p>	<p>* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等</p>
<p>自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ (州検事局)、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。</p>	
<p>4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報</p>	

<p>VI. その他の関連情報</p>
<p>デトロイト日本国総領事館ホームページ 安全の手引き http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/pdf/jp/life/20150211anzentebiki.pdf</p>